

「小笠原諸島」の世界遺産一覧表への記載決定について

農林水産大臣談話

平成23年6月24日

パリで開催されている第35回世界遺産委員会において、我が国が推薦していた「小笠原諸島」の世界遺産一覧表への記載が決定されたことについて、大変うれしく思います。

「小笠原諸島」は、大陸と一度も陸続きにならなかったことがなく、世界的に貴重な固有種が数多く生息・生育しています。遺産区域の陸域の約8割が国有林であり、農林水産省では、「森林生態系保護地域」[※]に設定し、関係機関や地元の方々と連携して、アカギ等の外来種駆除や、観光等の利用に当たってのルールを導入などの保全管理を行ってまいりました。

「小笠原諸島」は、「屋久島」、「白神山地」及び「知床」に続き、我が国で4箇所目の世界自然遺産となりましたが、いずれもそのほとんどが国有林であり、人類共通の財産である世界遺産を後世に健全な状態で引き継いでいくため、今後とも適切な保全管理に努めてまいります。

※ 森林生態系保護地域

国有林野事業では、貴重な動植物の保護や学術研究等を目的とする先駆的な自然環境の保全制度として、大正4年に保護林制度を設けており、平成元年には、「森林生態系保護地域」を新設するなど制度の再編・拡充を図りました。

「森林生態系保護地域」は、原始的な森林生態系が相当程度まとまって存在する地域を保存することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、森林施業・管理技術の発展、学術研究等に資することを目的としており、現在、全国に29カ所、約50万haを設定しています。